報告第３０号

各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）高齢者福祉の報告について

各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）高齢者福祉について、下記のとおり報告します。

平成１５年１２月４日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

２３－９
各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）高齢者福祉の報告について

報告事項及び調整結果［※］

(6) 家族介護用品の支給事業は、国又は県等が定める制度に準拠し、修善寺町の例により、合併時までに調整し、新市において実施する。
※家族介護用品の支給事業は、国又は県等が定める制度に準拠し、修善寺町の例により統一する。ただし、対象者は要介護３・４・５の者及び同等の者と重度心身障害者の者に支給し、月5,000円を限度として給付する。

(8) 次の事務事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。
ア 軽度生活援助事業
※軽度生活援助事業は、合併時に、中伊豆町の例により統一する。

イ 介護予防事業
※介護予防事業は、転倒骨折予防事業・痴呆予防教室を、各支所において統一的に実施する。

ウ 家族介護者教室
※家族介護者教室は、合併時に、土肥町の例により統一する。

エ 高齢者等に対する施設利用助成
※高齢者等に対する施設利用助成は、新市において、公設温泉施設で利用できる無料券を広報紙に印刷し、世帯当たり年間２枚分配布する。